

第1号議案

令和5年度 事業計画書

公益財団法人
三条市交通安全協会

令和5年度 事業計画 (案)

「交通安全活動を通じ三条市民の安全安心を推進する」

長引く新型コロナウイルスの影響により人的交流の制限が余儀なくされ、交通安全活動も大きく制限を受けて来ましたが、ここに来てようやくその出口が見えてきました。

このような情勢下、令和4年中新潟県内の人身交通事故は発生件数、負傷者数とも減少しましたが、死者数は61人で平成30年以来の増加に転じました。中でも高齢者の死者数が41人と全体の67.2%を占めています。

一方、三条市では発生件数、負傷者数、死者数とも減少した中で、死者数が2人と前年比1人減少しました。事故の内容として交差点事故が多数を占めた他、飲酒運転も依然として後を絶たず「県内ワーストクラス」と憂慮する事態となっています。

これらの実態を踏まえ、「令和5年新潟県交通安全対策基本方針」が定められ、人命尊重を基本理念に、人優先の交通安全思想を普及し、安全で円滑・快適な交通社会の実現を目指すため下記の交通安全対策の重点項目が示されました。

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

当協会では、令和5年度においても市民の最も身近で危険な交通事故防止を図るため、引き続き警察、市、関係団体等と連携した交通安全活動を推進して参ります。

特に、これまでの街頭広報啓発活動に加え令和2年4月からスタートした

「ぶじカエルちゃん安全安心ホットラインサービス」事業

をさらに進化させます。即ち、市民や運転者に向けた交通ルール・マナーなどの交通安全情報をタイムリーに提供するとともに、コンテンツの充実を図り、登録者全員が活用可能な魅力あるシステム確立と、当協会のサポーターである会員向け特典なども充実させたいと考えています。

一方、日々献身的に交通安全活動に携わっていただいている各支部の高齢化と後継者不足が加速しています。また、協会財政状況ひっ迫の解決策として特別賛助会員制度構想を検討中にあり、次年度重点施策の一つとして進めて参ります。

関係各位には、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

これらを踏まえ、令和5年度事業実施計画を次のとおり策定しました。

第1 交通安全活動事業（公益目的事業1）

1 新潟県交通安全対策重点項目の推進

推進項目	推進内容
1 高齢者の交通事故防止	(1) 高齢者「三条シルバー川柳」事業(第2回目) 募集期間：毎年5月から10月末日まで (2) 「いきいきクラブチャレンジ100」への積極的参加 (3) 自動車学校と連携した「シルバー・ドライビングスクール」の開催 (4) 高齢者交通安全教室の開催 (5) スーパー、定期市場等におけるチラシ配布などの啓発活動
2 歩行者及び自転車の安全確保	子どもの交通安全対策 (1) 小学校自転車交通安全教室への協力(4月～6月) (2) 小学生対象の交通安全資料と夜光反射材の贈呈(7月) オリジナル「ぶじカエルちゃん反射材」贈呈 (3) 夏休みラジオ体操時における「愛の一声」運動(8月) (4) 新入学児童ランドセルカバー等贈呈(3月) (5) 通学路における見守り街頭指導活動 (6) 早朝一斉街頭指導(毎月第2水曜日) (7) 「信号機のない横断歩道は歩行者優先」広報・啓発活動強化 運転者の横断歩行者を守る意識と、歩行者の「横断歩道を渡るサイン」意識の向上(通年) (8) 自転車保険加入の義務化(令和4年10月)とヘルメット着用義務化(令和5年4月)の広報啓発活動
3 飲酒運転の根絶	(1) 各種交通安全運動時の広報車広報、チラシ配布等の啓発活動 (2) 安全運転管理事業所に対する啓発活動 「飲酒の有無確認義務化」の取組 (3) 運転免許更新時講習での教育
4 全席でのシートベルトとチャイルドシート着用の徹底	(1) 広報車広報、及びスーパー、定期市場等におけるチラシ配布などの啓発活動 (2) 運転免許更新時講習での教育 (3) チャイルドシート貸出しでの着用呼びかけ 合計10台

2 効果的な交通安全活動

推進項目	推進内容
1 各期交通安全運動取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全国運動 <ul style="list-style-type: none"> ア 春の全国交通安全運動 5月11日(木)～5月20日(土) イ 秋の全国交通安全運動 9月21日(木)～9月30日(土) (2) 県の運動 <ul style="list-style-type: none"> ア 新入学(園)児を守る交通安全週間 4月6日(木)～4月12日(水) イ 夏の交通事故防止運動 7月22日(土)～7月31日(月) ウ 高齢者交通事故防止運動 10月1日(日)～10月31日(火) エ 冬の交通事故防止運動 12月11日(月)～12月20日(水) (3) 市の運動 <ul style="list-style-type: none"> 三条市交通安全の日 6月中、6月25日(日) (4) その他取組 <ul style="list-style-type: none"> ア 自転車安全月間 5月中 イ 横断歩行者を守る交通事故防止運動 3月1日～3月10日
2 地域・関係機関と連携した交通安全活動	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域に密着した交通安全活動 <ul style="list-style-type: none"> ア 通学路における見守り街頭指導活動 イ カーブミラー点検(栄支部) ウ のぼり旗掲出及び管理 エ 交通安全立看板設置及び管理(下田支部) オ 交通標識及び危険箇所点検 (2) 市・警察・関係団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> 市内各地域での祭り、マラソン大会等各種イベントの協力
3 事業所の交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全運転管理者等法定講習の100%受講 (2) 自動車学校と連携した安全運転講習会(6月) (3) 新潟県安全運転管理者協会による研修等への参加 <ul style="list-style-type: none"> ア 安全運転実践運動への取組(10月～11月) イ 安全運転管理者研修会(10月～長岡市) ウ 安全運転中央研修所における研修(11月)(茨城県) エ 運転適性検査(12月) (4) 交通安全用品の配布(のぼり旗、ステッカー等) (5) 「飲酒の有無確認」義務化の推進
4 適正かつ効果的な顕彰	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の更なる交通安全意識向上のための顕彰活動 <ul style="list-style-type: none"> ア 優秀運転者表彰 イ 交通安全功労者表彰 等

3 効果的な情報発信活動

推進項目	推進内容
1 ソーシャル ネットワーキ ングサービス (SNS)を活 用した情報発 信活動	(1) ぶじカエルちゃん安全安心ホットラインサービス事業の充実 ア 登録者数の更なる増加 イ 交通安全情報及びコンテンツの充実 (2) 協賛事業所・協賛店の拡充 SNS向け協賛事業所・協賛店制度を構築し、登録者全員が活用 可能な魅力あるシステムの確立 (3) SNS活用の会員特典サービスの更なる充実 ア 協賛店割引等サービス イ チャイルドシート貸出事業 ウ 優秀運転者表彰等申請証明手数料減免 エ 入会時粗品進呈 オ 更新免許証郵送サービス
2 従前による 情報発信活動	(1) チラシの発行と配布活動 ア 「交通安全だより」(夏季号、新年号) イ 三条市交通安全の日(6・25 ムジコの日) ウ 「三条シルバー川柳」チラシ エ 交通安全協会入会案内チラシ 等 これらチラシを各種交通安全活動に合わせ啓発品とともに配布 (2) 交通安全啓発品の配布及びあっせん オリジナル「ぶじカエルちゃん」啓発品の普及 ア のぼり旗 イ 横断旗 ウ 夜光反射材・シール エ ステッカー オ 高齢者マーク 等

4 各種会議の開催

1 理事会	年2回 業務執行等の決定を行うために開催
2 定時評議員会	年1回 決算の承認、法律・定款に定める決議を行うために開催
3 監査会	年2回 決算等の財産状況、業務執行状況を監査
4 正副会長会議	随時 重要事項及び懸案事項等を協議
5 定例会	年6回 当面の交通安全活動方策について協議
6 支部会	随時 地域の交通安全活動具体的推進方策について協議

7 専門部会	随時	専門的事業の効果的推進方策を協議 総務部会、安全運転管理者部会、女性部会、二輪車部会、 特別賛助会員制度委員会、情報提供特別委員会
--------	----	---

第2 交通安全に関する受託事業及び関連事業（公益目的事業2）

推進項目	推進内容
1 県の受託事業	(1) 運転免許事務補助事業 ア 免許証の更新事務 イ 再交付事務 ウ 記載事項変更事務 エ 運転適性検査 (2) 運転免許更新時講習 ア 優良運転者講習 イ 一般運転者講習 (3) 自動車保管場所証明事務 (4) 原付バイク講習業務 (5) 違反者講習のうち「社会参加活動」実施業務 一般社団法人新潟県自動車教習所経由による受託
2 県の関連業務	(1) 新潟県収入証紙売りさばき業務 (2) 運転免許証郵送業務
3 三条市からの受託業務	(1) 交通指導隊業務 栄支部 10人、下田支部 8人、合計 18人編成 地域巡回広報、通学路街頭指導、各種イベント交通整理、 交通安全立看板設置及び撤去作業等の交通安全活動一般

第3 収益事業

推進項目	推進内容
1 写真撮影業務	免許更新者等の利便を図るために実施
2 自動車登録番号標 封印取付業務	車両ユーザーの利便を図るために実施 一般財団法人新潟県自動車標板協会の分室として受託 (道路運送車両法 第28条の3)

令和5年度 月別行事計画 (案)

(公財) 三条市交通安全協会

区分	行 事 (地区・県関係)	会 議 等 (地区・県関係)	地区講習	そ の 他 (地区・県・事務局)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学(園)児を守る交通安全週間(6日～12日) ・小学校自転車交通安全教室(4月～6月中) ・早朝一斉街頭指導(12日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会(26日) ・総務部会(活動方針、表彰審査等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原付講習(2,23日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安管協:地区別担当者会議(20日) ・安協:事務局長会議(27日)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動(11日～20日) ・自転車安全運転月間(5月中) ・早朝一斉街頭指導(10日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部会 ・会計監査(4年度) ・県安管協 第1回通常理事会(11日) ・三条通常理事会(23日) ・県安協通常理事会(26日) ・県安管協 定時総会(29日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・地区連名等表彰上申
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「三条市交通安全の日」(6月中) 「6・25無事故の日」(25日) ・早朝一斉街頭指導(14日) ・さかえ花菖蒲祭り(中旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・三条 定時評議員会(8日) ・県安協 定時評議員会(16日) ・定例会(29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安管法定講習(16日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の表彰上申(交通安全功労者等)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校向け夜光反射材、交通安全教育資料の贈呈(下旬) ・夏の交通事故防止運動(22日～31日) ・栄ふるさと夏祭り(下旬) ・早朝一斉街頭指導(12日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安管部会役員会議(下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原付講習(9日) ・安管法定講習(27日) ・原付講習(23日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民交通安全フェア新潟テルサ(11日) 交通安全表彰式
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・しただふるさと夏祭り(下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会(24日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原付講習(20日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習指導員研修

区分	行事 (地区・県関係)	会議等 (地区・県関係)	地区講習	その他 (地区・県・事務局)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の全国交通安全運動 (21日～30日) ・いきいきクラブチャレンジ100 (9月23日～12月31日) ・安全運転チャレンジ100 (9月23日～12月31日) ・早朝一斉街頭指導(13日) 		<ul style="list-style-type: none"> ・原付講習 (10日) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者交通事故防止運動 (10月中) ・県安管協 安全運転実践運動 (10月1日～11月30日) ・早朝一斉街頭指導(11日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 (26日) 秋の表彰伝達式 ・県安協女性部研修会 (27日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安管法定講習(3日) ・原付講習 (15日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県安協：高齢者自転車大会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝一斉街頭指導(8日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上期監査 ・二輪車部会役員会議 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬の交通事故防止運動 (11日～20日) ・早朝一斉街頭指導 (11日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 (26日) ・総務部会 ・二輪車部会 		<ul style="list-style-type: none"> ・優秀運転者表彰上申 (優良運転者) ・安管事業所運転適性検査(12月中)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全祈願祭(下旬) 			
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・定例会 (22日) ・総務部会 ・支部長会議 ・安管部会 下期役員会議(下旬) 		<ul style="list-style-type: none"> ・講習指導員研修 ・各種表彰上申 (安管定例、県知事表彰等)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩行者を守る交通事故防止運動(上旬) ・新入学児童ランドセルカバー等贈呈式(下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県安協通常理事会 ・県安管協 第2回通常理事会 ・正副会長総務部会長会議 ・三条通常理事会 (下旬) 		